

【38 釈 文】甘楽郡黒川村出火被害届（年次不詳）

乍レ恐以ニ書付一御注進申上候

一甘楽郡黒川村枝郷中野、理右衛門居宅より

当月十八日明七ツ時出火仕、平兵衛宅・吉内

宅、合三軒焼失仕候、早速村中之者

馳集り防申候得共、其節風冽敷御

座候故、雑物等一切出不レ申候

一組頭平兵衛御預り申候四季打鉄炮

壹挺、玉目三匁四分并印判焼失仕候、

病身之母つれいだし退せ候得者、其内

家ニ火移り、萱焼崩れ申候ニ付、取出シ

不レ申焼失仕候

右之通御注進申上候、相違無ニ御座一候、

以上

甘楽郡黒川村

名主

未極月

金左衛門印

組頭

伝兵衛印

百姓代

惣兵衛印

同断

清兵衛印

同断

四郎兵衛印

同断

吉右衛門印

石原半右衛門様

御役所

【38 読み下し文】

恐れ乍（なが）ら書付を以て御注進（ちゅうしん）申し上げ候

一甘楽郡黒川村枝郷（えだごう）中野、理右衛門居宅より

当月十八日明七つ時出火仕り、平兵衛宅・吉内

宅、合わせて三軒焼失仕り候、早速（さつそく）村中の者

馳せ集まり防ぎ申し候えども、其の節風冽敷（はげしく）御

座候故、雑物（ぞうもつ）等一切（いっさい）出せ申さず候

一組頭平兵衛御預かり申し候四季打（しきうち）鉄炮

壹挺、玉目（たまめ）三匁四分（ぶん）並び印判焼失仕り候、

病身の母つれいだし退かせ候えば、其の内

家に火移り、萱（かや）焼け崩れ申し候に付、取り出し

申さず焼失仕り候

右の通り御注進申し上げ候、相違御座無く候、

以上

甘楽郡黒川村

名主

未極月

金左衛門印

組頭

伝兵衛印

百姓代

惣兵衛印

同断

清兵衛印

同断

四郎兵衛印

同断

吉右衛門印

石原半右衛門様

御役所